

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター
林道工事設計積算基準を定める規程

独立行政法人 森林総合研究所
森林農地整備センター

独立行政法人 森林総合研究所 森林農地整備センター
林道工事設計積算基準を定める規程

目 次

第 1 章 総 則 -----	1
第 1 条 目 的 -----	1
第 2 条 適用範囲 -----	1
第 2 章 工事費の構成 -----	1
第 3 条 工事費の構成 -----	1
第 4 条 工事費の内容 -----	1
第 3 章 工事費の積算 -----	1
第 1 節 積算計画 -----	1
第 5 条 積算計画 -----	1
第 2 節 設計書の作成 -----	2
第 6 条 設計書の作成 -----	2
第 7 条 労務単価 -----	2
第 8 条 資 材 価 -----	2
第 9 条 機械損料 -----	2
第10条 歩 掛 り -----	2
第11条 目的物の数量 -----	2
第12条 仮設備の数量 -----	3
第13条 共仮設理費 -----	3
第14条 現場管理費 -----	3
第15条 一般管理費及び消費税相当額 -----	3
第16条 工事部門と工種の区分 -----	3
第 3 節 変更設計書の作成 -----	3
第17条 変更設計書の作成 -----	3
第 4 節 追加工事等設計書の作成 -----	3
第18条 追加工事等設計書の作成 -----	3
第 5 節 コンクリートの配合設計 -----	3
第19条 現場練りコンクリート -----	3
第20条 レディミクストコンクリート -----	4
第 6 節 工事期間の算定 -----	4
第21条 工事期間 -----	4
第22条 工事期間の算定 -----	4
第 4 章 施工計画 -----	4
第23条 一般土木工事 -----	4
第24条 橋梁架設工事 -----	4
第25条 トンネル工事 -----	4

第5章	その他	-----	4
第26条	適用除外	-----	4
〔別表1〕	一般土木工事費の構成	-----	5
〔別表2〕	橋梁製作・架設工事費の構成	-----	6
〔別表3〕	ブロック区分表	-----	7
〔別表4〕	職種の説明	-----	8
〔別表5〕	工事部門の区分と内容	-----	15
〔別表6〕	工種の区分と内容	-----	16
〔別表7〕	標準工事期間表	-----	31

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターが施行する林道工事（以下「林道工事」という。）の設計積算に必要な事項を定め、林道工事の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 林道工事の設計積算は、別に定めるもののほか、すべてこの基準により行うものとする。

第2章 工事費の構成

(工事費の構成)

第3条 工事費の構成は、一般土木工事と橋梁製作・架設工事とに区別し、それぞれ別表1及び表2のとおりとする。

(工事費の内容)

第4条 工事費の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を作るため直接必要とされる費用で各工事部門毎に工種、種別等に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素に分類するものとする。

(2) 間接工事費

間接工事費は、工事目的物の出来高には直接関係はないが、各部門の実施に対して共通に使用されるものに要する費用で、共通仮設費と現場管理費に分類するものとし、共通仮設費は、仮設費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費に区分するものとする。ただし、橋梁製作工事の場合は、間接労務費と工場管理費に分類するものとする。

(3) 一般管理費

一般管理費は、工事に直接関係はないが、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益に分類するものとする。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分を積算するものとする。

2 前項各号の費目別内容は、別に定めるところによるものとする。

第3章 工事費の積算

第1節 積算計画

(積算計画)

第5条 予定価格算定のための積算は、施工性、安全性、経済性等を考慮し、一般的、標準的な施工方法で施工されるものとして積算しなければならない。

第2節 設計書の作成

(設計書の作成)

第6条 設計書の作成は、労務単価、資材価、機械損料等、歩掛り、目的物の数量、仮設備の数量、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をもとにして、別に定める「林道工事設計書作成要領」に基づいて行わなければならない。

(労務単価)

第7条 労務単価は、「公共工事設計労務単価」を基準として、ブロック別に決定するものとする。

- 2 ブロック区分は、別表3のとおりとする。
- 3 職種区分は、別表4のとおりとする。
- 4 基準作業時間外の作業については、割増賃金を加算するものとする。

(資材価)

第8条 資材価は、すべて現場着価格として算定するものとし、各々のブロック別の統一価格とするもの（固定原単価）と各工区別に価格を決定するもの（変動原単価）とに区分するものとする。

- 2 資材価は、設計時に実際に購入できる適正な価格を計上するものとし、施工期間中の物価の変動は予測しないものとする。
- 3 資材価は、消費税相当分を含まないものとする。

(機械損料)

第9条 機械損料は、「建設機械損料算定表」によるものとする。

- 2 岩石工に使用される機械については、作業条件が苛酷なため機械の損耗がはげしいので、運転時間当り損料を割増しするものとする。
- 3 積雪等により年間稼働率が低下する地域で使用する機械については、供用日当り損料を割増しするものとする。
- 4 供用日当り運転時間が標準と著しく相違する場合は、標準の供用日当り運転時間の補正を行うことができるものとする。

(歩掛り)

第10条 歩掛りの標準は、別に定める「林道工事設計歩掛表」によるものとする。

- 2 特殊な工種の歩掛りは、別に定めるところによるものとする。
- 3 現場条件が異なる場合には、補正を行うことができるものとする。

(目的物の数量)

第11条 目的物の数量は、各工事部門ごとに工種、種別等に区分し、材料別、施工条件別に設計図等から算出しなければならない。

- 2 数量計算の方法は、別に定める「林道工事設計数量とりまとめ要領」によるものとする。
- 3 数量計算の単位は、「林道工事調査測量設計基準」の別表2の数量計算単位表によるものとする。

(仮設備の数量)

第12条 指定仮設の場合は、仮設備の規模等をあらかじめ仮定して、仮設備の構造タイプ、数量機械設備の規模等を明らかにしておかなければならない。

2 任意仮設の場合であって、仮設方法に変更が予想される場合は、変更の必要が生じた場合的確に対応できるよう特記仕様書に明らかにしておかなければならない。

(共通仮設費)

第13条 共通仮設費は、これを構成する各費目について材料費、労務費及び直接経費を積上げて算定するものと、直接工事費等の工事規模に応じた乗率によって算定するものとに区分して行うものとする。

(現場管理費)

第14条 現場管理費は、工事の施工によって消費される当該工事の間接的な経費で純工事費の工事規模に応じた乗率によって算定するものとする。

(一般管理費及び消費税相当額)

第15条 一般管理費は、工事原価の工事規模に応じた乗率によって算定するものとする。

2 消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

(工事部門と工種の区分)

第16条 工事部門の区分は原則として別表5に示すものとする。

2 工種の区分は、原則として別表6に示すものとし、これにより難しいものについては、内容を明らかにして現地に適した工種を用いることができるものとする。

第3節 変更設計書の作成

(変更設計書の作成)

第17条 変更設計書の作成は、前節に準じ、別に定める「林道工事変更設計書作成要領」に基づいて行わなければならない。

第4節 追加工事等設計書の作成

(追加工事等設計書の作成)

第18条 追加工事及び隣接する工事を発注する場合は、第2節に準じ、別に定める「林道工事追加工事等設計書作成要領」に基づいて行わなければならない。

2 追加工事等の変更設計書の作成は、第3節に準じ、別に定める「林道工事追加工事等変更設計書作成要領」に基づいて行わなければならない。

第5節 コンクリートの配合設計

(現場練りコンクリート)

第19条 現場練りコンクリートの配合設計は、別に定める「林道工事コンクリート配合設計要領」によるものとする。

(レディミクストコンクリート)

第20条 レディミクストコンクリートの規格等は、J I S A 5 3 0 8によるものとする。

第6節 工事期間の算定

(工事期間)

第21条 工事期間は、作業日数に準備日数、休祭日及び降雨(雪)日を加えたものとする。

(工事期間の算定)

第22条 工事期間の算定は、別表7の「標準工事期間表」によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、工事内容、施工時期、施工箇所等を考慮して適宜修正することができるものとする。

第4章 施 工 計 画

(一般土木工事)

第23条 一般土木工事の施工計画は、工事現場の地形、地質、気象等の自然条件及び付近の状況道路の状況等の社会条件を十分調査し、適切な施工計画によって積算しなければならない。 2

施工計画では、次の各号に定める事項を検討しなければならない。

- (1) 施工方法及び使用機種
- (2) 仮設計画
- (3) 輸送計画
- (4) 工程計画
- (5) その他必要な事項

(橋梁架設工事)

第24条 橋梁架設工事の施工計画は、別に定める「橋梁架設施工計画」によるものとする。

(トンネル工事)

第25条 トンネル工事の施工計画は、別に定める「トンネル施工計画」によるものとする。

第5章 そ の 他

(適用除外)

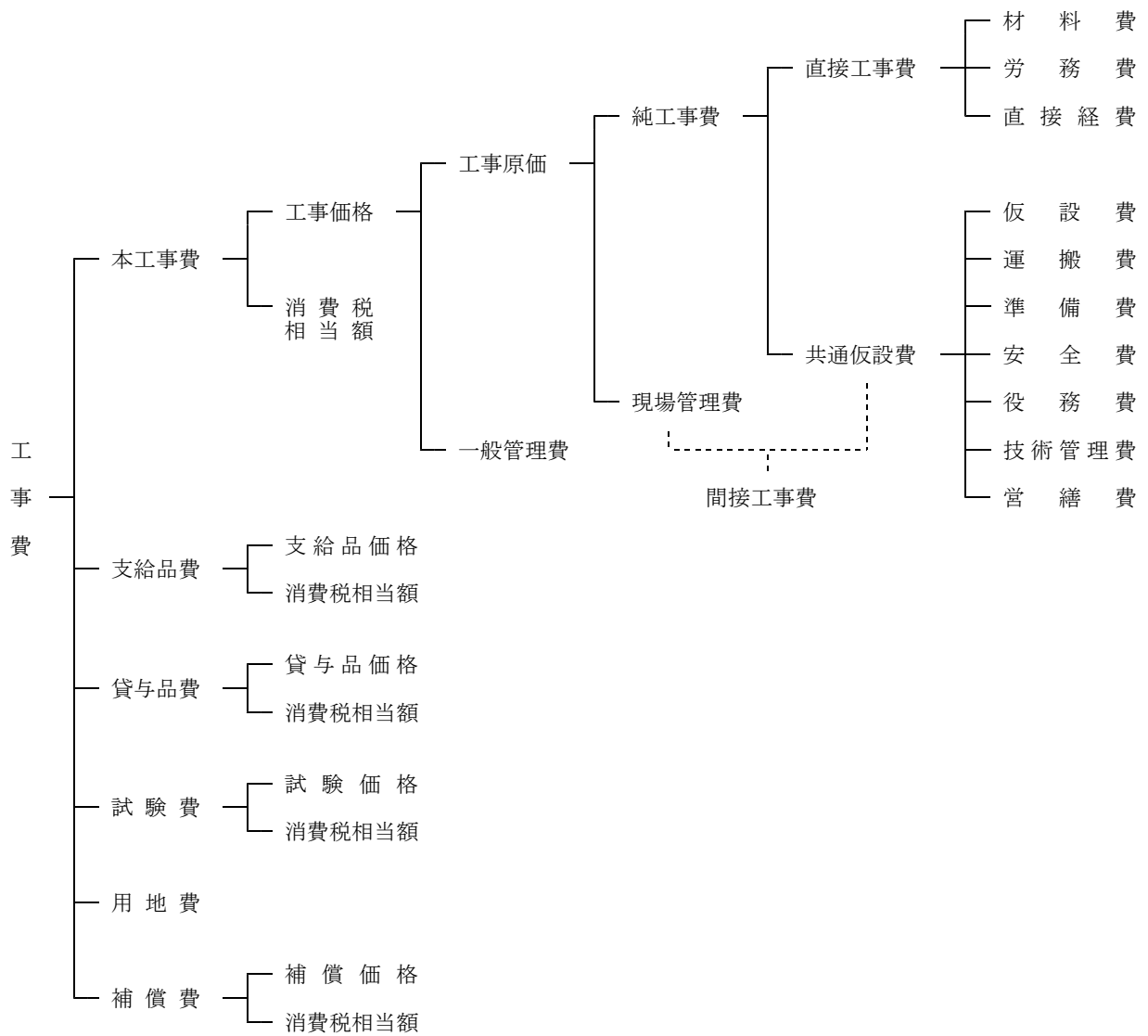
第26条 この基準により難しい特別な理由がある場合は、センター所長の承認を受けて、この基準によらないことができるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

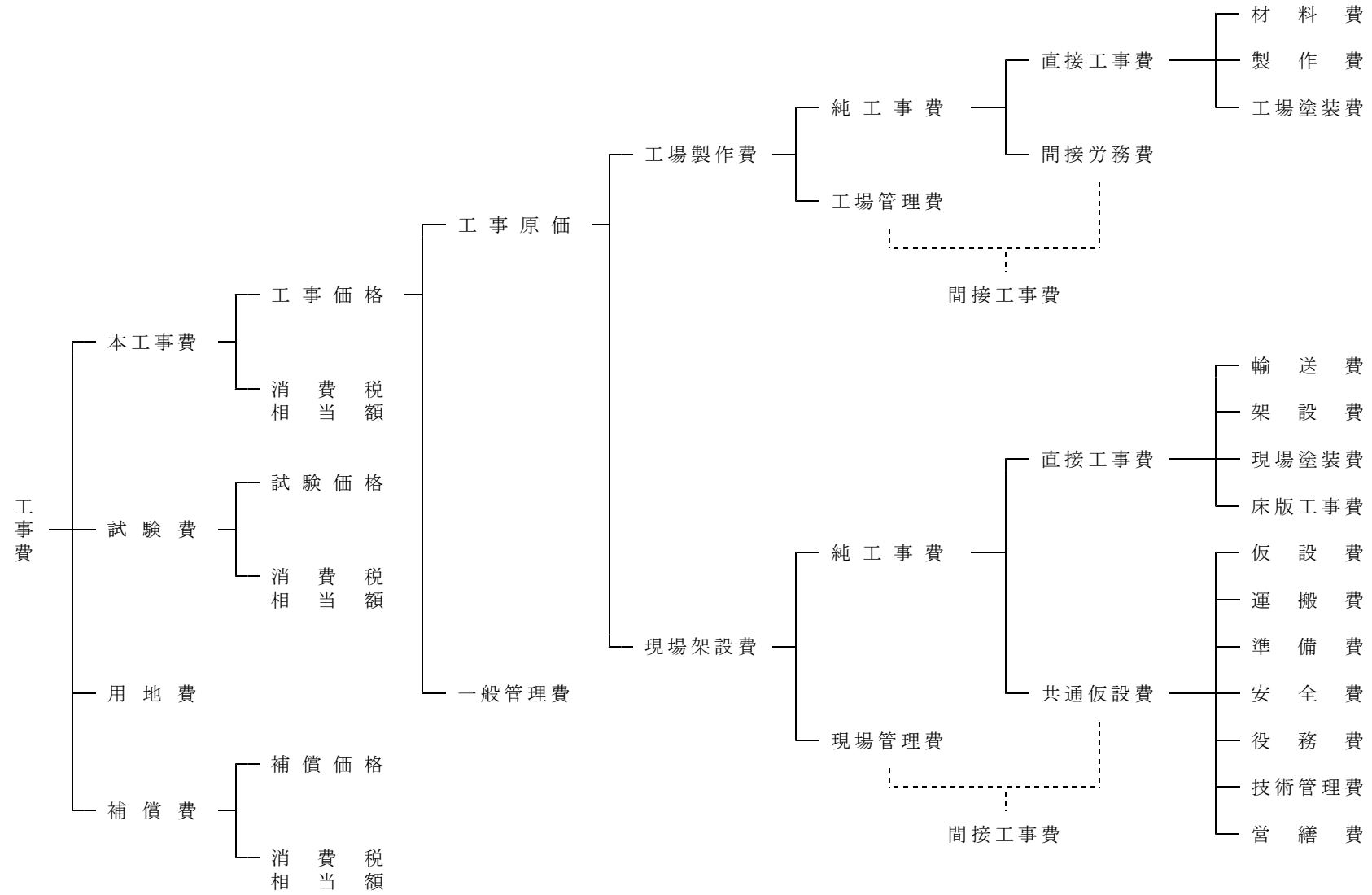
[別表1]

一般土木工事費の構成



[別表2]

橋梁製作・架設工事費の構成



[別表3]

ブ ロ ッ ク 区 分 表

コード	地 区 名 称
A	「北 海 道」 (ホ ッ カ イ ド ウ)
B	「青 森」 (ア オ モ リ)
C	「岩 手」 (イ ワ テ)
D	「山 形」 (ヤ マ ガ タ)
E	「福 島」 (フ ク シ マ)
F	「富 山」 (ト ヤ マ)
G	「岐 阜」 (ギ フ)
H	「鳥 取」 (ト ッ ト リ)
I	「島 根」 (シ マ ネ)
J	「岡 山」 (オ カ ヤ マ)
K	「広 島」 (ヒ ロ シ マ)
L	「山 口」 (ヤ マ グ チ)
M	「愛 媛」 (エ ヒ メ)
N	「高 知」 (コ ウ チ)
O	「熊 本」 (ク マ モ ト)
P	「大 分」 (オ オ イ タ)
Q	「宮 崎」 (ミ ヤ ザ キ)

[別表 4]

職 種 の 説 明

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
1 特 殊 作 業 員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許，資格および技能講習の終了を必要とせず，運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3 t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削，積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1 t未満のクローラクレーン，吊上げ重量5 t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3 t未満の振動ローラ（自走式），ランマ，タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ，バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート，舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ，コンプレッサ，発動発電機等の運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>② その他，相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
2 普 通 作 業 員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削，積込み，運搬，敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み，運搬，片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば，標識，境界ぐい等の設置）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
	<p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
3 助 手	<p>a. 機械の整備点検，給油脂，清掃，メカニック，運転補助（見習）</p> <p>b. 当該機械の安全確認，機械の誘導，諸機械への連絡合図，機械関係の連絡用務</p>
4 軽 作 業 員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量，出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物，安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
5 交 通 誘 導 員	<p>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務に従事するもの</p>
6 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面におけるピックハンマ，ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け，種子吹付け等の法面仕上げ</p>
7 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
	<p>務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立，解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭，矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。） d. 仮設用エレベーター，杭打機，ウインチ，索道等の組立，据付，解体等 e. 重量物（大型ブロック，大型覆工板等）の捲揚げ，据付け等（クレーンの運転を除く。） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）
8 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
9 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し，積ブロック，張ブロック，連節ブロック，舗装用平板等の積上げ，布設等の作業について主体的業務を行うもの</p>
10 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し，建物ならびに屋外における，受電設備，変電設備，配電線路，電力設備，発電設備，通信設備等の工事に関する，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配線器具，照明器具，発電機，通信機器，盤類等の取付け，据付けまたは撤去 b. 電線，電線管等の取付け，据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは，電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
	③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
11 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し，鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断，屈曲，成型，組立，結束等について主体的業務を行うもの
12 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し，酸素，アセチレンガス，水素ガス，電気その他の方法により，鋼杭，鋼矢板，鋼管，鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）
13 運転手（特殊）	<p>重機械（道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許，資格もしくは技能講習の修了を必要とし，運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し，主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a．機械重量3 t以上のブルトーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削，積込みまたは運搬</p> <p>b．吊上げ重量1 t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン，吊上げ重量5 t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>c．ロードローラ，タイヤローラ，機械重量3 t以上の振動ローラ（自走式），スタビライザ，モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</p> <p>d．コンクリートフィニッシャ，アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</p> <p>e．杭打機を運転または操作して行う杭，矢板等の打込みまたは引抜き</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
	f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作
14 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
15 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
16 潜 か ん 工	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p>
17 さ く 岩 工	<p>岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの</p>
18 トンネル特殊工	<p>坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> b. 支保工の建込，維持，点検等 c. アーチ部，側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機，バッテリーカー，機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立，取付け，除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
19 トンネル作業員	<p>坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し，トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
20 橋梁特殊工	<p>橋梁関係の作業について相当程度の技能を有し，主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち，グラウト，シーすおよびケーブルの組立，緊張，横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立，解体，移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場，支保工等の組立，解体等
21 橋梁塗装工	<p>橋梁等の塗装作業について相当程度の技能を有し，橋梁，水門扉等の塗装，ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの</p>
22 山林砂防工	<p>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，山地治山事業（主として山間遠隔地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し，主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切，階段切付け，土石の掘削・運搬，構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み，運搬，片付け等

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
	c. 簡易な索道，足場等の組立，架設，撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
23 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し，家屋等の築造，屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
24 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し，土，モルタル，プラスチック，漆喰，人造石等の壁材料を用いての壁塗り，吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
25 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し，建物ならびに屋外における給排水，冷暖房，給気，給湯，換気等の設備工事に関する，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
26 は っ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート，石れんが，タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 床または壁の穴あけ
27 潜 水 士	海中の建設工事等のため，潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの [潜水器（潜水服，靴，カブト，ホース等）の損料を含む。]
28 橋 梁 製 作 工	工場製作及び工場内における仮組立に係るものについて主体的業務を行うもの
29 一 般 世 話 役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの （トンネル世話役または橋梁世話役に該当するものを除く。）

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
30 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの
31 橋梁世話役	橋梁関係作業について相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）

〔別表5〕

工 事 部 門 の 区 分 と 内 容

工 事 部 門	内 容
土 工 工 事	土工，擁壁工，函（管）渠工，側溝工，山留工，法面工及びこれらに類する工事。
舗 装 工 事	セメントコンクリート舗装工，アスファルト舗装工，セメント安定処理路盤工，アスファルト安定処理路盤工，砕石路盤工及びこれらに類する工事。
トンネル工事	トンネルに関する工事。
緑 化 工 事	種子吹付，客土種子吹付，コンクリート吹付，モルタル吹付及びこれらに類する工事。
橋 梁（1）工事	簡易組立橋梁，コンクリート橋，PC橋（工場既製桁の場合）等の工事及び橋梁の下部工並びにこれらに類する工事。
橋 梁（2）工事	鋼橋上部工の製作，運搬架設，塗装及び修繕に関する工事。
PC 橋 工 事	工事現場におけるPC橋の製作（工場製作桁は除く），架設及び製作架設に関する工事。

[別表 6]

工 種 の 区 分 と 内 容

(土 工)

(1) 切取工 (㎡)

切取工は、下表①の土質分類に従い、②・③によりそれぞれの切取タイプを区分・分類する。

① 土 質 分 類 表

分 類	名 称	説 明
土石類	土 石	砂，真砂，砂質土，普通土，砂質ローム，礫質土，砂礫
	粘 性 土	粘土，粘性土（ローム），砂質粘性土，シルト，有機質土
	岩 塊 ・ 玉 石 混 土	岩塊まじり土（径30cm以上ものが50%以上） 玉石まじり土（径7.5cm以上ものが50%以上）
	準 軟 岩	第3紀の岩石で固結の程度が弱いもの，風化がはなはだしくもろいもの，指先で離し得る程度のもので，亀裂間隔は1～5cmぐらいのもの。
軟岩類	準 軟 岩	第3紀の岩石で固結の程度が良好なもの，風化が相当進み，多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの，離れやすいもので，亀裂間隔は5～10cm程度のもの。
	軟 岩	凝灰質で堅く固結しているもの，風化は目にそって相当進んでいるもの，亀裂間隔は10～30cm程度で軽い打撃により離し得る程度，異種の岩が硬い互属なしているもので層面を楽に離し得るもの。
硬岩類	硬 岩	石灰岩，多孔質安山岩のように特にち密ではないが相当の硬さを有するもの，風化の程度があまり進んでいないもの，硬い岩石で間隔が30～50cm程度の亀裂を有するもの。
		花崗岩，結晶片岩などで全く変化していないもの。 亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。
		けい岩，角岩など石英質に富んで岩質が硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。亀裂が少なくよく密着しているもの。

② 切取りタイプ区分について

切取断面の施工幅が5.0mとなる高さにおいて区分し，それよりも上部を切取A，下部を切取Bとする。ただし，施工幅5.0mより下方に5.0mよりも狭い部分がある等，特殊条件がある箇所については，使用機種の作業性を考慮してタイプを決定することができるものとする。

③ 切取タイプ分類表

	区 分	説 明
土 石	A	切取A断面の土石切取。バックホウにより施工を行い、ダンプトラックへの積込みを含む。
	B 1	切取B断面の土石切取のうちブルドーザーにより施工を行うもの。
	B 2	切取B断面の土石切取のうちバックホウにより施工を行い、ダンプトラックへの積込みを含む。
軟 岩	A	切取A断面の軟岩切取。大型ブレーカとバックホウにより施工を行い、ダンプトラックへの積込みを含む。
	B 1	切取B断面の軟岩が500㎡未満で、大型ブレーカとブルドーザにより施工を行うもの。
	B 2	切取B断面の軟岩が500㎡未満で、大型ブレーカにより施工を行うもの。
	B 3	切取B断面の軟岩が500㎡以上で、リッパ付ブルドーザにより施工を行うもの。
硬 岩	A 1	切取A断面の硬岩切取。火薬+大型ブレーカとバックホウにより施工を行い、ダンプトラックへの積込みを含む。
	A 2	切取A断面の硬岩切取。火薬が使用不可で大型ブレーカとバックホウにより施工を行い、ダンプトラックへの積込みを含む。
	B 1	切取B断面の硬岩切取。火薬が使用不可で大型ブレーカとブルドーザにより施工を行うもの。
	B 2	切取B断面の硬岩切取。火薬が使用不可で大型ブレーカにより施工を行うもの。
	B 3	切取B断面の硬岩切取。火薬+大型ブレーカとリッパ付ブルドーザにより施工を行うもの。

(2) 切取法面仕上げ工 (㎡)

土石類及び岩類（軟岩類，硬岩類）に分類し，さらに人力施工，機械施工に区分する。

(3) 崩土取除き工 (㎡)

積込機種及び運搬距離により区分する。

(4) 岩石崩土取り除き工 (㎡)

積込機種及び軟岩類及び硬岩類に分類し，さらに運搬距離により区分する。

- (5) 盛土工 (m³)
敷均しは、原則として21 t ブルドーザ施工とする。
締固めは、その有無と施工機種により区分する。
- (6) 押土工 (m³)
ブルドーザ施工による90m以内の切取工の押土。
- (7) 運土工 (m³)
切取タイプ毎に土石類、軟岩類及び硬岩類に分類し、さらに運搬距離により区分する。
断面流用は10 t ダンプトラックを原則とする。
断面流用 (切取土によって造成するブロック内の流用盛土)、押土工以外の盛土及び残土に適用する。
- (8) 残土処理工 (m³)
敷均しの程度、締固めの有無により区分する。
- (9) 路肩工 (m)
路肩断面積毎に区分する。
- (10) 排水マット設置工 (m)
各種別毎に区分する。
- (11) 鉄筋コンクリートU型側溝設置工 (m)
現場打コンクリート側溝である。
各種別毎に区分する。
- (12) 鉄筋コンクリートL型側溝設置工 (m)
現場打コンクリート側溝である。
各種別毎に区分する。
- (13) U型溝伏設工 (本)
既製品のU型側溝類の伏設に適用する。
側溝の規格・仕様により区分する。
- (14) 自由勾配側溝伏設工 (本)
側溝 (製品) の規格・仕様により区分する。
- (15) U型溝蓋掛工 (枚)
蓋の種別、重量により区分する。
- (16) L型溝伏設工 (本)
側溝 (製品) の種別により区分する。
- (17) グレーチング付横断溝設置工 (m)
グレーチング付現場打コンクリート側溝である。
各種別毎に区分する。
- (18) グレーチング取付舗装コンクリート工 (m)
- (19) 側溝整理 (m)
側溝部の土石、落葉等の取除きに適用する。

- 土石等の堆積の程度により区分する。
- (20) コンクリートブロック張工 (㎡)
勾配 1 割以上, ブロック質量 150kg / 個未満に適用する。
ブロックの種別により区分する。
- (21) 大型コンクリートブロック張工 (㎡)
勾配 1 割以上, ブロック質量 150kg / 個以上 770kg / 個以下に適用する。
ブロックの種別により区分する。
- (22) 裏込工 (ブロック用) (㎡)
- (23) 吸出防止材設置工 (㎡)
- (24) 遮水・止水シート張工 (㎡)
- (25) 胴込コンクリート工 (㎡)
- (26) 裏込コンクリート工 (㎡)
- (27) プレキャスト法枠ブロック工 (㎡)
既製品コンクリート法枠に適用し, ブロック種別により区分する。
- (28) プレキャスト法枠ブロック中詰工 (㎡・㎡・袋)
中詰材料により区分する。
- (29) 現場打コンクリート法枠打設 (㎡)
- (30) 削孔工 (m)
アンカー工に適用し, 削孔機械, 削孔径, 土質により区分する。
- (31) アンカー鋼材加工組立挿入工 (本)
アンカー工に適用し, 鋼材の種別, 防食方法, 設計荷重, 加工場所により区分する。
- (32) 注入打設工 (㎡)
アンカー工に適用する。
- (33) 緊張定着工 (本)
アンカー工に適用し, 設計荷重により区分する。
- (34) 移設工 (回)
スキッド型のボーリンクマシンの据付, 撤去及び上下移動に適用する。
- (35) 足場工 (アンカー工用) (空㎡)
- (36) コンクリートブロック積工 (㎡)
勾配 1 割未満, ブロック質量 150kg / 個未満に適用する。
法勾配, 裏込コンクリートの所要量及び裏込材の数量により区分する。
- (37) 大型コンクリートブロック積工 (㎡)
勾配 1 割未満, ブロック質量 150kg / 個以上 2600kg / 個以下に適用する。
- (38) コンクリートブロック積基礎コンクリート工 (m)
勾配 1 割未満, ブロック質量 150kg / 個未満に適用する。
法勾配, 裏込コンクリートの所要量及び裏込材の数量により区分する。

- (39) 重力式擁壁工 (㎡)
擁壁の平均高さにより区分する。
- (40) 型枠 (㎡)
構造物の種類等により区分する。
- (41) 化粧型設置工 (㎡)
型枠の種類により区分する。
- (42) 足場工 (掛㎡)
構造物面の勾配により区分する。
- (43) 基礎栗石工 (㎡)
施工厚さ, 材料種別により区分する。
- (44) 裏込工 (㎡)
材料種別により区分する。
- (45) ガードレール支柱補強工 (本)
- (46) 擁壁工 (逆T式) (㎡)
- (47) 鉄筋加工組立 (t)
鉄筋の種類・径, 施工箇所により区分する。
- (48) コンクリート打設工 (無筋) (㎡)
打設方法により区分する。
- (49) コンクリート打設工 (鉄筋) (㎡)
打設方法により区分する。
- (50) コンクリート打設工 (小型) (㎡)
打設方法により区分する。
- (51) コンクリート打設工 (橋梁床版) (㎡)
- (52) コンクリート工 (㎡)
構造物の種別, 打設方法, 型枠の種類により区分する。
- (53) 床掘 (㎡)
土質により区分する。
- (54) 埋戻工 (㎡)
作業幅により区分する。
- (55) 井桁ブロック積工 (㎡)
ブロックの控長により区分する。
- (56) 壁面材組立設置工 (㎡)
補強土壁工に適用し, 工法により区分する。
- (57) 補強材取付け工 (m)
補強土壁工に適用し, 工法により区分する。
- (58) 補強土敷均し・締固め工 (㎡)
補強土壁工に適用する。

- (59) 鋼製ユニット組立・設置工 (㎡)
ジオテキスタイル工に適用し、鋼製ユニットの規格により区分する。
- (60) 土のう組立・設置工 (㎡)
ジオテキスタイル工に適用し、土のう規格により区分する。
- (61) 植生マット設置工 (㎡)
ジオテキスタイル工に適用する。
- (62) 敷設・まきだし・敷き均し・締固め工 (㎡)
ジオテキスタイル工に適用する。
- (63) L型擁壁設置工 (本)
高さにより区分する。
- (64) 鋼製自在枠組立工 (t)
- (65) 鋼製自在枠中詰工 (㎡)
施工方法により区分する。
- (66) エキスパンドメタル取付 (㎡)
- (67) 落石防止壁等組立工 (t)
- (68) 鋼製えん堤組立工 (t)
- (69) 巨石積工 (㎡)
裏込材の有無，石材の径により区分する。
- (70) 巨石張工 (㎡)
練・空の別，裏込材の有無，石材の径により区分する。
- (71) 巨石採取工 (個)
- (72) 丸太積工 (㎡)
- (73) 木製ブロック積工 (㎡)
- (74) 丸太法面伏せ工 (㎡)
- (75) 木製水路工 (m)
深さにより区分する。
- (76) 落石防止網設置工 (㎡)
網の規格により区分する。
- (77) アンカー設置工 (箇所)
落石防止網設置に適用し，アンカーの規格により区分する。
- (78) ポケット支柱設置 (箇所)
落石防止網設置に適用し，支柱の高さ，基礎地盤の土質により区分する。
- (79) 支柱設置工 (本)
落石防止柵設置に適用し，中間・端末の別，柵高により区分する。
- (80) ロープ・金網設置工 (m)
落石防止柵設置に適用し，金網の仕様，柵高により区分する。

- (81) 粗朶柵工 (m)
粗朶の種類, 高さにより区分する。
- (82) ビニール編柵工 (m)
- (83) フトン籠工 (本)
フトン籠種別, 詰石種別, 止杭の有無, 設置方法により区分する。
- (84) 蛇籠工 (m)
蛇籠種別, 詰石種別, 止杭の有無により区分する。
- (85) 二重フトン籠工 (本)
二重フトン籠種別, 詰石種別により区分する。
- (86) 仮締切工 (㎡)
施工方法により区分する。
- (87) 大型土のう工 (袋)
- (88) 水替工 (日)
湧水量により区分する。
- (89) ポンプ据付撤去工 (箇所)
- (90) 路盤工 (㎡)
舗装を前提としない場合に適用し, 使用路盤材及び敷厚により区分する。
- (91) 敷砂利工 (㎡)
厚さ20cm以下に適用し, 使用路盤材及び敷厚により区分する。
- (92) ガードレール設置工 (m)
ガードレール種別により区分する。
- (93) ガードレール支柱穴あけ工 (本)
- (94) ガードレール基礎コンクリート工 (ヶ所)
- (95) ガードケーブル張工 (m)
- (96) ガードケーブル支柱建込工 (本)
支柱の種別により区分する。
- (97) 道路標識設置工 (路側式) (基)
案内・警戒標識の別, 1基当りの標識板の面積, 支柱の規格により区分する。
- (98) 道路標識設置工 (オーバーハング式) (基)
片面・両面の別, 支柱の規格, 基礎形式により区分する。
- (99) カーブミラーの建込工 (基)
カーブミラーの規格により区分する。
- (100) 境界杭建込工 (本)
杭の種別, 建込箇所の地質により区分する。
- (101) キロ程標建込工 (本)
建込箇所の地質により区分する。

- (102) 構造物とりこわし工 (㎡)
構造物の種別, 施工方法により区分する。
- (103) とりこわし工 (石積) (㎡)
人力施工の場合に適用し, 空・練石積に区分する。
- (104) とりこわし工 (火薬使用) (㎡)
構造物の種別により区分する。
- (105) 舗装版破碎工 (㎡)
舗装版の厚さにより区分する。
- (106) とりこわしコンクリート殻積込工 (㎡)
とりこわし工 (石積) 及びとりこわし工 (火薬使用) によりとりこわしを行った場合に適用する。
- (107) とりこわし工運搬 (㎡)
とりこわし殻の種別, 積込機種, 運搬距離に区分する。
- (108) 除草工 (㎡)
路体完成後の路肩等の除草に適用, 作業内容により区分する。

(溝 渠)

- (109) ヒューム管埋設工 (本)
管の内径, 管の種別, 巻立形式により区分する。
- (110) ヒューム管巻立コンクリート工 (m)
巻立形式, 管の内径により区分する。
- (111) 硬質ポリ管埋設工 (m)
管の種別, 管の内径, 床掘の有無, フィルター材の有無により区分する。
- (112) コルゲートパイプ据付工 (m)
管の型式, 内径により区分する。
- (113) 鉄コンU型溝伏設工 (本)
U型溝の規格により区分する。
- (114) ベンチフリューム伏設工 (本)
ベンチフリュームの規格により区分する。
- (115) コルゲートフリューム伏設工 (m)
コルゲートフリュームの規格により区分する。
- (116) 集水枡工A (箇所)
山手に呑口が必要ない場合に適用し, 枡の規格, 基礎材種別, 床掘の有無により区分する。
- (117) 集水枡工B (箇所)
山手に呑口が必要な場合に適用し, 枡の規格, 基礎材種別, 床掘の有無により区分する。

- (118) 集水柵工 C (箇所)
ヒューム管の吐口に適用し、柵の規格、基礎材種別により区分する。
- (119) 集水柵設置工 (個)
集水柵の質量により区分する。
- (120) 集水柵蓋掛工 (枚)
柵蓋の質量により区分する。
- (121) ボックスカルバート工 (㎡)
現場打ちボックスカルバートに適用し、内空幅、内空高により区分する。
- (122) コンクリート打設工 (函渠) (㎡)
現場打ちボックスカルバートにおいて、型枠・足場・支保工・基礎栗石・均しコンクリート・目地材・止水板を別途計上する場合に適用する。
- (123) 支保工 (空㎡)
平均設置高、支保耐力により区分する。
- (124) ボックス (アーチ) カルバート埋設工 (本)
既製品のボックス又はアーチカルバートの埋設に適用し、P C 鋼材による緊張の有無、製品の長さ・内空幅・内空高により区分する。
- (125) コンクリート側溝設置工 (m)
トンネル掘削分類、インバートの有無、基礎材種別により区分する。
- (126) 中央排水管理設工 (m)
インバートの有無、基礎材種別により区分する。
- (舗 装)
- (127) 不陸整正工 (㎡)
補足材、転圧の有無により区分する。
- (128) 路床安定処理工 (㎡)
厚さ、混合回数、添加剤の種類により区分する。
- (129) 凍上抑制工 (㎡)
厚さ、材料種別により区分する。
- (130) 下層路盤工 (㎡)
路盤厚、路盤材種別により区分する。
- (131) 上層路盤工 (㎡)
路盤厚により区分する。
- (132) 歩道路盤工 (㎡)
路盤厚、路盤材種別により区分する。
- (133) アスファルト安定処理工 (㎡)
路盤厚、路盤材種別により区分する。
- (134) 歩車道境界ブロック設置工 (m)

- (135) アスファルト舗装工 (㎡)
舗装厚, 表層, 基層の別, 使用材料により区分する。
- (136) 橋面防水工 (㎡)
施工方法により区分する。
- (137) アスファルトカーブ設置工 (m)
- (138) アスファルト人力舗設工 (㎡)
使用材料により区分する。
- (139) 区画線工 (m)
実線・破線の別に区分する。
- (140) コンクリート舗装工 (㎡)
舗装厚, 施工方法により区分する。

(トンネル)

- (141) 掘削工 (m)
掘削工法, 掘削分類, 使用ダンプ台数により区分する。
- (142) 吹付工 (m)
掘削工法, 掘削分類により区分する。
- (143) 金網張工 (m)
掘削工法, 掘削分類により区分する。
- (144) ロックボルト工 (m)
掘削工法, 掘削分類により区分する。
- (145) 支保工建込工 (m)
掘削工法, 掘削分類により区分する。
- (146) コンプレッサー運転 (ヶ月)
電力使用・軽油使用の別に区分する。
- (147) インバート掘削工 (m)
掘削分類により区分する。
- (148) インバート工 (m)
掘削分類により区分する。
- (149) インバート埋戻工 (m)
掘削分類により区分する。
- (150) 防水工 (m)
掘削分類により区分する。
- (151) コンクリート覆工 (m)
掘削工法, 掘削分類, セントル延長により区分する。

(法 面)

(152) むしろ張芝工 (㎡)

① むしろ張芝工 A

むしろ張芝のみの場合に適用する。

② むしろ張芝工 B

むしろ張芝，法面締固め（人力施工）を含む。

③ むしろ張芝工 C

むしろ張芝，法面締固め（機械施工）を含む。

(153) 張芝工 (㎡)

(154) 法面締固め工 (㎡)

人力施工と機械施工に区分する。

(155) 植栽工 (本)

苗木種別，支柱区分により区分する。

(156) 緑化用ネット設置工 (㎡)

ネットの規格により区分する。

(157) 緑化用金網張工 (㎡)

(158) 緑化吹付工 (㎡)

(159) 有機吹付工 (㎡)

(160) 客土吹付緑化工 (㎡)

吹付厚により区分する。

(161) 客土吹付緑化工（有機質用土）(㎡)

吹付厚により区分する。

(162) モルタル吹付工 (㎡)

吹付厚，施工箇所により区分する。

(163) 均しモルタル吹付工 (㎡)

(164) コンクリート吹付工 (㎡)

吹付厚，施工箇所により区分する。

(165) 特殊モルタル吹付工 (㎡)

材料の使用量により区分する。

(166) 吹付砕工 (㎡)

砕寸法，砕内吹付材料種別により区分する。

(167) 鉄筋挿入工 (本)

削孔長，削孔径，頭部処理の有無により区分する。

(168) スチールファイバーモルタル吹付工 (㎡)

吹付厚により区分する。

(橋 梁)

(169) T型橋脚工 (㎡)

構造物高さ, 1基当りのコンクリート量により区分する。

(170) 壁式橋脚工 (㎡)

構造物高さ, 1基当りのコンクリート量により区分する。

(171) 逆T式橋台工 (㎡)

構造物高さ, 1基当りのコンクリート量により区分する。

(172) 橋脚・橋台コンクリート打設工 (㎡)

橋脚・橋台において, 型枠・足場・支保工・基礎栗石・均しコンクリートを別途計上する場合に適用する。

(173) ガス圧接工 (箇所)

鉄筋径により区分する。

(174) 橋梁製作費 (式)

(175) 橋体材料費 (式)

簡易組立橋梁の場合に適用する。

(176) 工場塗装 (㎡)

塗料の種類及び塗装する箇所により区分する。

(177) 鋼橋工場製作輸送費 (t)

桁の形式により区分する。

(178) 機械類運搬経費 (回)

簡易組立橋梁の輸送費に適用する。

(179) ベント基礎設置・撤去工 (式)

(180) ベント組立・解体工 (式)

(181) ベント設備損料 (式)

(182) ケーブルクレーン組立・解体工 (式)

(183) ケーブルエレクション組立・解体工 (式)

(184) ケーブルエレクション設備損料 (式)

(185) 地組工 (式)

主桁を地上組立するもの。桁の形式により区分する。

(186) 架設工 (式)

桁の形式により区分する。

(187) 本締工 (式)

(188) 杓据付工 (式)

杓の種別により区分する。

(189) 落橋防止装置取付工 (式)

施工機械により区分する。

- (190) 高欄据付工 (m)
一般高欄, ガードレールに区分する。
- (191) 架設用足場工 (㎡)
足場の種類, 橋梁形式により区分する。
- (192) 橋梁塗装工 (現場塗装) (㎡)
塗料の種類及び塗装する箇所により区分する。
- (193) 橋梁塗装工 (現場塗装 (添接部)) (㎡)
塗料の種類及び塗装する箇所により区分する。
- (194) 橋梁塗装工 (塗替塗装) (㎡)
塗料の種類, ケレンの種別, 塗装する箇所により区分する。
- (195) 現場塗装足場工 (㎡)
足場の種類, 橋梁形式により区分する。
- (196) P C 桁架設工 (式)
桁の規格により区分する。
- (197) コンクリート工 (P C 橋横組) (㎡)
桁の種類により区分する。
- (198) 鉄筋工 (t)
P C 橋横組工に適用する。
- (199) P C 工 (m)
P C 橋横組工に適用する。
- (200) 緊張工 (ケーブル)
P C 橋横組工に適用する。
- (201) 足場工 (P C 橋用) (式)
桁の規格により区分する。
- (202) 落橋防止装置設置工 (P C 橋用) (組)
- (203) 排水管設置 (m, t)
排水管の材質により区分する。
- (204) 伸縮装置工 (m)
材料種別により区分する。
- (205) 支承据付工 (m, 個)
支承のタイプにより区分する。
- (206) 養生工 (橋梁床版用) (㎡)

(仮 設)

- (207) 人力木杭打込工 (本)
杭径, 杭長により区分する。
- (208) 木杭打込工 (本)
モンケンによる打込に適用し, 杭径, 杭長により区分する。
- (209) 板柵工 (m)
丸太材の種別により区分する。
- (210) 丸太柵工 (m)
丸太材, 粗朶の種別により区分する。
- (211) 簡易丸太柵工 (m)
柵高により区分する。
- (212) 防護柵設置・撤去工 (㎡)
防護柵の形式により区分する。
- (213) 仮橋架設・撤去工 (t)
仮橋・仮栈橋に適用する。
- (214) 覆工板設置・撤去工 (㎡)
仮橋・仮栈橋に適用する。
- (215) 高欄設置・撤去工 (m)
仮橋・仮栈橋に適用し, 高欄の種別により区分する。
- (216) 橋脚設置・撤去工 (t)
仮橋・仮栈橋に適用し, 基礎形式により区分する。
- (217) 生立木保護工 (本)
立木の径により区分する。
- (218) 不陸均し工 (m)
幅 3 m 程度, 現道の不陸を均す場合に適用する。
- (219) 空気圧縮機設備組立・解体工 (台)
定置式の空気圧縮機の場合に適用する。
- (220) 仮設備保守費 (月)
- (221) 吹付プラント設備組立・解体工 (基)
- (222) 濁水処理設備設置・撤去工 (箇所)
- (223) 濁水処理設備保守費 (日)
- (224) 泥土処理工 (回)
- (225) 坑外送気管敷設・撤去工 (m)
- (226) 給水設備運転 (日)
- (227) 排水設備運転 (日)
- (228) 送風機運転 (日)
送風機の規格により区分する。

- (229) スライディングセントル組立・解体工（基）
- (230) 防水工作業台車組立・解体工（基）
- (231) ターンテーブル運転（日）
- (232) ターンテーブル移動・据付工（回）
- (233) 電源引込設備設置・撤去（式）
- (234) 受変電設備設置・撤去（式）
- (235) 坑外配電設備設置・撤去（式）
- (236) 坑内配電設備設置・撤去（式）
- (237) 発動発電機運転（日）
発電機の規格により区分する。

（運 搬）

- (238) 重建設機械分解・組立・運搬工（台）
機種により区分する。
- (239) 機械類等運搬経費（回）
運搬車種，運搬距離により区分する。
- (240) トラッククレーン分解・組立・運搬工（台）
トラッククレーンの規格により区分する。
- (241) 仮設材運搬工（t）
仮設材の種類，運搬距離により区分する。
- (242) 人肩運搬（ m^2 ， m^3 ，t）
運搬資材，運搬距離により区分する。
- (243) 小車運搬
運搬資材，運搬距離により区分する。
- (244) ベルトコンベア運搬（ m^3 ）
運搬資材により区分する。
- (245) 不整地運搬車運搬（ m^3 ）
運搬車種，運搬距離，土質により区分する。

[別表 7]

標準工事期間表

純工事費 (千円)	工事日数						摘要
	土工	舗装	橋梁1	橋梁2	トンネル	緑化	
10,000 未満	110	80	130	130	—	90	原則として左表 によること。た だし、これによ り難しい場合は、 工事内容、施工 時期及び箇所等 を考慮して、適 宜修正を加えて 使用すること。
10,000～ 20,000 "	140	100	160	160	—	120	
20,000～ 30,000 "	160	120	190	190	—	140	
30,000～ 40,000 "	180	140	210	210	—	160	
40,000～ 60,000 "	200	160	230	240	100	180	
60,000～ 80,000 "	230	190	260	270	120	210	
80,000～ 100,000 "	250	210	280	300	140	230	
100,000～ 150,000 "	280	240	310	340	170	260	
150,000～ 200,000 "	310	280	340	380	200	290	
200,000～ 250,000 "	330	310	370	420	230	320	
250,000～ 300,000 "	360	340	390	450	260	350	
300,000～ 400,000 "	—	—	420	490	300	—	
400,000～ 500,000 "	—	—	450	530	340	—	
500,000～ 600,000 "	—	—	480	570	380	—	
600,000～ 800,000 "	—	—	520	630	440	—	
800,000～1,000,000 "	—	—	560	680	500	—	
1,000,000 以上	—	—	2億円 増す毎 に30日 の割合 で加え る。	2億円 増す毎 に40日 の割合 で加え る。	2億円 増す毎 に50日 の割合 で加え る。	—	